

## 第22回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成31年3月27日(水) 午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会 長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委 員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
14番 高山 重人 15番 親谷 隆  
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第7 農用地区域の変更について
  - 第8 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
  - 第9 一般社団法人北海道農業会議第86回総会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。

定足数に達しておりますので、これから第22回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

それでは、5番 向山 委員 と6番 坂野 委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第21回の総会以降の諸般について、報告いたします。

3月18日、農業セミナー中山間地域等直接支払対象基準検討委員会に出席しております。

同じく3月18日、蘭越町行政改革推進委員会に出席しております。

先ほど説明させていただきましたが、3月19から20日、蘭越町農業委員会委員協議会研修会農業会議第86回総会及び市町村農業委員会会長・事務局長研修会に局長とともに出席しております。

3月20日、開基120年記念事業実行委員会に出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、向山委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(向山委員退席)

再開します。

NO1について、事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成31年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成27年7月1日から平成30年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年3月8日、土地引渡の日は平成31年3月27日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

14番  
(高山委員)

事務局説明のとおりです。図面を見ていただきたいと思いますが、〇〇〇宅の道路挟んで〇〇外側の一角です。よろしく願います。以上です。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

NO1については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議 長

NO1は、原案のとおり受理することとします。

暫時休憩といたします。

(向山委員着席)

再会いたします。

次に、NO2からNO3について、一括、上程します。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年4月3日から平成35年4月2日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年3月20日、土地引渡の日は平成31年3月27日です。解約の理由は、一部譲渡及び借受者変更のため、解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成30年4月6日から平成31年4月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年3月20日、土地引渡の日は平成31年3月27日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。以上です。

議長

NO2からNO3について、一括、担当委員の補足説明をお願いします。

5番  
(向山委員)

番号2番と3番についてご説明いたします。番号2番3番それぞれ内容は事務局説明とおりでございます。場所は、番号2番〇〇〇宅の真上でございます。番号3番が、ここは〇〇〇の裏で〇〇さんの住宅から200m位上にあがったところでございます。後ほど第3号にも出てきますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

NO2からNO3については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

NO2からNO3は、原案のとおり受理することとします。続きまして、NO4について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、西元委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(西元委員退席)

再開します。

NO4について、事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年4月7日から平成31年4月6日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成31年3月18日、土地引渡の日は平成31年3月27日です。解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。以上です。

議長

NO4について、担当委員の補足説明を願います。

3番  
(安田委員)

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇住宅から〇〇線に沿って〇〇寄りにあるひと団地です。こちら2号議案で出て参りますので、よろしく願います。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

NO4について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO4については、原案のとおり受理することとします。

暫時休憩といたします。

(西元委員着席)

再会いたします。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1からNO4について、一括、上程します。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定、並びに使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の

提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成31年3月27日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成41年3月26日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営移譲に伴う世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2番、譲渡人は蘭越町長、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある〇〇〇を売渡すものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、譲受人が経営する圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成36年3月26日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番

○、田で○○○㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は○○○円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格○○○円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から平成32年3月26日までです。別紙、調査書をご覧ください。

○○さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。以上です。

議 長

NO1からNO4について、担当委員の補足説明をお願いします。

12番  
(椿 委員)

番号1番の案件でございます。○○さんから、○○さんへ移譲するという案件です。場所については、○○番○から○○番○は○○さんの住宅の周りでございます。それから○○番○から○○番○の○筆ありますけども、○○さん家の周りでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

5番  
(向山委員)

番号2番についてご説明させていただきます。内容は、事務局の説明とおりでございます。○○○の前でございます。よろしくお願いいたします。

9番  
(岩間委員)

番号3番についてですが、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、○○○線を○○の方へ向かいまして、○○○さんのハウスがある少し手前の一角と、○○のすぐ下の左側の土地ですのでよろしくお願いいたします。

8番  
(山田委員)

番号4番については、○○さんと○○さんの件でございます。場所は○○の裏です。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

NO1からNO4については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

NO1からNO4は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

次にNO5からNO6について、一括、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、西元委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(西元委員退席)

再開します。

NO5からNO6について、一括、事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

番号5番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成36年3月26日までです。

番号6番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成36年3月26日までです。別紙、調査書をご覧ください。

番号5番から6番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件は、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。以上のとおりです。



議 長 NO5からNO6について、一括、担当委員の補足説明を願います。

3番 (安田委員) 番号5番ですが、先ほど第1号議案で承認頂いた農地になります。内容については、事務局のとおりです。番号6番ですが、事務局のとおりです。場所ですが、〇〇〇さんの住宅から〇〇沿いにはぼ沿って一番奥になるところです。よろしくお願ひします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。

NO5からNO6については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 NO5からNO6は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

暫時休憩といたします。

(西元委員着席)

再開します。

次に、NO7からNO8について、一括、上程します。事務局から説明願ひます。

事務局 (福岡係長) 番号7番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成36年3月26日までです。

番号8番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済

水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成36年3月26日までです。別紙、調査書をご覧ください。

番号7番から8番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件は、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。以上です。

議長 NO7からNO8について、一括、担当委員の補足説明をお願いします。

13番 (西元委員) 〇〇さんと〇〇さんの件について、ご説明申し上げます。〇〇さんと〇〇さんは〇〇ですので、場所に関しては一括でご説明させていただきます。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇さんの住宅から〇〇沿いに一団地、〇〇側に一団地、〇〇線の両サイドに一団地の計二団地ございます。よろしく申し上げます。

議長 これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。

NO7からNO8については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 NO7からNO8は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

次に、NO9について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、天水委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(天水委員退席)

再開します。

NO9について、事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

番号9番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成36年3月26日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO9について、担当委員の補足説明を願います。

6番  
(坂野委員)

〇〇さんと〇〇さんの件で説明させていただきます。内容は、事務局の説明とおりで。場所は、〇〇付近で〇〇さん宅の隣の一角になります。よろしくお願ひします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

質疑なしと認めます。

議長

NO9については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

NO9は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。  
暫時休憩といたします。  
(天水委員着席)

再会いたします。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

NO1からNO2について、一括、上程いたします。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成31年3月27日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2022年4月7日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇m<sup>2</sup>、畑が〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2022年4月7日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。以上です。

議長

NO1からNO2について、一括、担当委員の補足説明を願います。

1 番  
(天水委員)

番号1番の〇〇さんと〇〇さんの件ですが、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇〇線沿いに〇〇さんがありますが、その家の裏にあります。あとは、〇〇〇奥の方になります。以上です。

1 6 番  
(伊藤委員)

〇〇さんと〇〇さんの件です。内容については、事務局の説明の通りです。場所ですけども、〇〇橋の〇〇側の手前の左右にある団地、〇〇沿い少し〇〇側の団地、そこから少し上ったところにある一団地をよろしくお願いします。

議 長

これから質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

NO1からNO2については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議 長

NO1からNO2は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

次に、NO3について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、天水委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(天水委員退席)

再開します。

NO3について、事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2029年4月7日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件とし

ては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長 NO3について、担当委員の補足説明をお願いします。

6番 (坂野委員) 3番〇〇さんと〇〇さんの説明させていただきます。内容は、事務局の説明のとおりです。場所は、2箇所ありまして、〇〇さんの住宅の裏と〇〇〇のところと2箇所になります。よろしくお願ひします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。  
NO3は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 NO3は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。  
暫時休憩といたします。  
(天水委員着席)

再開します。

次に、NO4からNO18について、一括、上程いたします。  
NO4からNO18について、一括、事務局から説明願ひます。

事務局 (福岡係長) 番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2024年4月7日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇番〇が田で共済水張面積価格〇〇〇円、〇〇番〇が田で共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の

設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2022年4月7日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号4番から5番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇〇さんの要件は、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも2019年7月1日、対価の支払期限は2019年6月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも2019年9月1日、対価の支払期限は2019年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4

号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも2019年9月1日、対価の支払期限は2019年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも2019年9月1日、対価の支払期限は2019年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。畑の〇〇番〇ですが、面積〇〇〇㎡となっていますが、実際の畑の実面積は約〇〇〇㎡となっており、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2020年4月7日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号8番から10番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件は、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人及び借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも2019年5月1日、対価の支払期限は2019年4月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、貸



し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧くださいます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも2019年9月1日、対価の支払期限は2019年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧くださいます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも2019年5月1日、対価の支払期限は2019年4月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧くださいます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号14番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2024年4月7日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、

田で共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号15番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2022年4月7日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。

番号16番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2022年4月7日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円、畑で7,500円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。

番号17番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2022年4月7日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号18番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成31年4月8日から2022年4月7日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

す。

番号15番から18番の調査書については、同じ記載内容となっておりますので一部省略させていただきますが、〇〇さんの要件は、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。以上です。

議長

NO4からNO18について、一括、担当委員の補足説明を願います。

6番  
(坂野委員)

4番〇〇さんと〇〇さんの件で説明させていただきます。内容は、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇から〇〇に向かって、〇〇さん家がありまして、〇〇線挟んで向かい側に〇〇の入口がありまして、その奥の2箇所です。よろしく願います。

13番  
(西元委員)

5番〇〇〇さんと〇〇〇さん件について、説明申し上げます。契約内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所に関しましては、〇〇〇線挟んで一団地、蘭越側に〇〇〇さんの住宅ありますが、その周りに一団地、〇〇〇沿いに上がったところに〇筆の一団地がございます、よろしく願います。

5番  
(向山委員)

6番から10番までご説明させていただきます。6番と7番は事務局説明のとおりでございます。8番ですが、〇〇さんと〇〇さんの件ですが、場所は〇〇さん宅の〇〇挟んで一団地でございます。内容は、事務局説明のとおりでございます。

9番と10番〇〇さんと〇〇さん賃貸と売買の2件がありますけれども、地図を見るとわかると思うのですが、売買のところは斜線になっております。斜線部分は9番の内容説明した件となっております。10番は、どうして賃貸になったのかといいますと、平成初めの頃にやった区画整備であり、土地がはみ出しているのです、雪が解け次第、測量して分割登記して来年度売買の予定ですので、よろしく願います。

14番  
(高山委員)

11番と12番の件を説明します。事務局の説明とおりです。11番の場所ですが、この地図を見ていただければ、〇〇さんの住宅がありまして、左側の方に〇〇方面、右側の方に〇〇方面、その真正面の角です。次に12番、〇〇さん宅がありますが、まっすぐ上がりまして〇〇さんの方に行く、左側の黒い縁どられた一角です。よろしくをお願いします。

9番  
(岩間委員)

番号13番〇〇さんと〇〇さんの件ですが、内容につきましては事務局の説明とおりです。場所につきましては、〇〇を上がりまして、〇〇の入り口を上がりましての〇〇沿った土地であります。よろしくをお願いします。

3番  
(安田委員)

番号14番から17番の説明させていただきます。内容につきましては、事務局の説明とおりです。場所ですが、番号14番は〇〇さんの住宅の周辺になります。番号15番ですが、こちらは〇〇さんの住宅の周辺と〇〇挟んで〇〇側に一団地あります。番号16番ですが、番号15番に〇〇さんに併設して〇〇側に2団地と〇〇を挟んで隣に一団地あります。番号17番ですが、〇〇さんの住宅周辺と、〇〇寄りに〇〇がありあますが、〇〇に一団地と〇〇さんの〇〇向えの〇〇側の方に一団地あります。よろしくをお願いします。

13番  
(西元委員)

番号18番に関して、ご説明申し上げます。内容に関しましては、事務局の説明とおりでございます。場所に関しましては、〇〇と〇〇の間くらいでございます。〇〇に向かっていく〇〇が1本ございます。その〇〇向かって左側に隣接する農地でございます。よろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

9番  
(岩間委員)

はい。確認ですけども、番号6番は面積が〇〇〇で、単価は水張面積で〇〇〇円で間違いはないですか。

事務局  
(福岡係長)

はい、水張面積で〇〇〇円です。

9番  
(岩間委員)

計算してみたら、〇〇〇円位になるような、間違いでなかったら理由を説明をお願いします。

事務局  
(福岡係長)

水張面積が、〇〇〇アール、〇町〇反〇畝ということで、水張で10a当たり〇〇〇円で計算しまして、〇〇〇円ということになります。航空写真では、白黒で一部見づらい部分ありますが、一部山林が含んでいる所があります。〇〇番〇という所ですが、そこは5分の1位しか田んぼが無く、ほとんどが原野が含んでいるので水張面積でいくと164アールという面積になっています。

9番  
(岩間委員)

はい、わかりました。

議長

他にありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

NO4からNO18については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

NO4からNO18は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

暫時休憩いたします。

再開いたします。

日程第7、議案第4号 農用地区域の変更について議題とします。

NO1からNO3について、上程します。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。平成31年3月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。

今回協議があったのは、除外が2件、変更が1件、合計3件です。除外についてです。

番号1番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。蘭越町定住促進住宅を建設するため除外するも

のです。場所は〇〇〇横になります。単身者用ワンルーム1棟4戸を7棟建設予定となっております。また、所有者の〇〇〇さんの同意書が添付され、申請されておりますので申し添えます。

番号2番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。農家住宅を建築するため、除外するものです。こちらの案件については、当初設計書では図面番号第4号2番①下にあります、〇〇番〇に住宅がすべて収まる予定でしたが、建築後、登記をする際に〇〇番〇、本人から除外申請が提出された経過にあります。

次に、変更についてですが、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は畑、面積は〇〇〇㎡です。農家用倉庫を建築するため、変更するものです。

今回は、除外が〇筆で〇〇〇㎡、変更が〇筆で〇〇〇㎡となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

NO1からNO3について、担当委員の補足説明を願います。

8番  
(山田委員)

番号1番、内容的には事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇〇氏の住宅の裏にある所でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

12番  
(椿 委員)

番号2番、〇〇〇さん関係ですが、事務局の方から色々説明がございました。〇〇新築の建築が終わっていますが、〇〇〇、登記の関係で実際測量いたしましたら〇〇〇経緯があります。よろしくご審議の程よろしく申し上げます。

14番  
(高山委員)

番号3番の件です。事務局説明のとおりです。場所ですが図面の議案第5号3番①、〇〇〇宅の〇〇番〇の少し上の並びの右側の農地です。よろしく申し上げます。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

NO1からNO3については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

NO1からNO3は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第8、協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局  
(谷口局長)

協議第1号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、平成31年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

別紙、31年度目標及びその達成に向けた活動計画をお手元に配布しておりますので、それをご覧いただきながら、聞いて頂きたいと思っております。活動計画については、平成21年の農業委員会法が改正に伴い、適正な事務実施に向けた計画を策定することとなりまして、基本的には活動計画を3月の総会で審議いただいて、ホームページで公表し、6月までに農水省に報告をすることとなっております。本計画の数値につきましては、2015年の農林業センサスに基づいて策定することになっておりまして、総農家数につきましては、293戸、うち販売農家数258戸、農業就業者数542人で、うち女性は257人、40代以下については、69人、認定農業者数222経営、新規就農者は13経営となっております。活動計画の中には記載しておりませんが、本町の農業者台帳から形態の状況を分析してみたのですが平成31年1月末時点の数値で50代以上の農業後継者のいない経営が全体の63.5パーセントにのぼります。その方達の経営面積の割合を算定しますと、46.7パーセントに上る状況となっております。逆に後継者がいる経営50歳未満を合わせても、100戸しかないという状況となっております。この100戸が現在の農地面積を維持していくことが果たしてできるのかどうか、懸念されております。現在、農地専門委員会で今後の農地集積について議論していますが、本町にしても担い手の確保、農地集積の具体的な対策等を打ち出して、農業委員会としても町へ提言していかなければならないと感じております。

次のページに移っていただきたいと思っております。担い手の利用集積集約化ですが、これまでの集積面積は3,866ha集積率は96.4パーセントとなっております。目標といたしまして、集積

面積3,896haと新規集積面積30haとさせていただきます。これまでの実績等を考慮しながら、30程度が妥当かなと考えております。次に新たな農業経営を挑もうとする者の参入促進でございますが、本町の第4期農業研修生参入を見込みまして1経営体、参入面積0.7haとさせていただきます。

次のページに移って頂きまして、最後に遊休農地に関する措置でございます。昨年10月に実施いたしました、農地パトロールで蘭越町の遊休農地は12.0haとなっており、数字的には少ないと思いますけども、解消目標として10パーセントの1.2haとさせていただきます。違反転用への適正な対応ですが、今回も違反転用と判断されるまでの案件はありませんでした。今後も継続して農地パトロールを徹底して取り組んでいきたいと考えております。

また、平成30年度の点検評価につきましても、今後整理をして6月までに報告することとなっておりますので、改めまして、5月の総会に上程する予定でございます。以上今後一年間の目標及び達成に向けた活動計画案として策定しましたので、よろしくご審議の程お願いします。以上です。

議長

ただ今、説明がありました。ご意見やご質問等ありませんか。どうでしょうか、皆さんの方から、よろしいですか。

全委員

はい。

議長

それでは、このとおり、北海道と国へ提出することとしてよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

それでは、提出することといたします。

日程第9、報告第1号 一般社団法人北海道農業会議第86回総会について、事務局から報告願います。

事務局  
(谷口局長)

報告第1号、一般社団法人北海道農業会議第86回総会について、平成31年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

報告させていただきます。冒頭会長のご挨拶でも触れておりましたけども改めて私の方から報告させていただきます。3月19日に札幌市で開催されました、北海道農業会議第86回総会についてであります。総会には、会長と事務局から私が出席しております。



このたび総会の冒頭で会長からも申し上げましたけども、平成30年度の全国農業新聞普及推進活動表彰が行われまして、蘭越町農業委員会と幌延町農業委員会が購読維持活動奨励賞受賞いたしました。両委員会を代表しまして、中井会長表彰状を授与しておりますので報告いたします。総会について、平成30年度事業計画並びに収支予算等の審議がなされ、原案とおり可決決定されております。

なお、総会後ですが後志地方農業委員会連合会の意見交換会が開催されまして、会長と私が出席しておりますので報告いたします。以上でございます。

議長

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(谷口局長)

その他の報告を私の方からさせていただきます。

皆さんお手元に主要農作物種子法による種子法廃案に伴いまして、道の方で条例を制定するという話が、第86回総会の後の会長及び局長研修会の中で研修材料として説明がなされましたので、皆さんの方からも以前、西元委員からも、また杉本委員の方からも国へ要請活動の中で種子法の関係も触れた方が良いのではとありましたので、この関係について道の方で条例制定で動いている。結論から申しあげますと今ほぼ制定が終わって、4月1日の制定でいま準備を進めているということでありました。私の方から概略をお話したいと思います。

資料の1ページ目、種子法ですが我が国では開始されたのは種子法であります。種苗法については、優良品種を登録して悪いことに使われないように激しく法律で管理していこうということです。種苗法が廃止になったということですが、種苗法については国、都道府県が主導して進める必要があるということから昭和27年に設定されたものでありまして、その中では大豆、小麦、大豆など主要な農作物の種子の生産について、道が行うということの規定がなされている物が法律化されている。平成28年に国は国家戦略として民間活力を最大限に活用した体制を整備構築すると話になりまして、今の種子法が民間の品種開発の意欲を阻害されていると議論が国会でなされまして、結果的には平成29年4月に考案が廃案されてしまったということでございます。種子法につきましては、下の四角で囲まれていますけども、都道府県による原種及び原原種の生産、それから、ほ場の指定・審査、交付、助言指導までにいたる審査。優良品種になった場合については、良い種を作るためにいろいろな奨励品種のためのことについても道が積極的に関与すると、これが種

子法でございました。次のページに移っていただきたいのですが、種子法が廃案になってしまったということで、道で条例を制定して国が定めたものを道としては種子の安定的な生産と供給を行う必要がある。農作物の安定的な供給や品質の確保実現した北海道としての基幹作業である農業を持続的に発展して守ってくということ、これは必要なだと結論に至って条例制定に動いたという経過にございます。作物としては法律に定めてあった大麦、小麦、大豆で小豆、えんどう、いんげん、そばこれは同じです。法律と同じです。道が積極的に関与してくところは変わらないですが、真ん中に四角で赤く囲ってあるところがですね、国の意向を踏まえた形で条例を制定するというのでございまして、新たに民間の事業者が行うといった場合も、ある程度の縛りの中で認めて行こうと。あくまでも民間の活力を最大限に活用していくのだという部分も国の意向も踏まえてであります。この趣旨には、民間の活力が必要だという考え方、地域ブランドの確立があるそうです、地域地域に目指したブランド化されてくような農作物が存在するので、そういう部分について民間が積極的に行っているところについても北海道として地域ブランドという確立という意味で、国の考え方も入れていきたいのだと説明がありました。今申し上げたとおり、今までの法律の部分を維持しつつ、そして国の考え、民間の活力を入れていくということで、ある一定の縛りの中で北海道は、この国の条例化して本来の種子法の種子を守っていくということで説明がありました。

あと数点その他の報告がありますが、ここで終わりたいと思います。

議長

ただいま、①北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例についての局長から説明がありましたが、皆さんから聞きたいことがあれば、分かる範囲で答えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

13番  
(西元委員)

これ検査はどうなるのですか。1枚目では、ほ場審査・証明書の発行となっていますが、2枚目が新しく条例で作られたとなっているが、精査っぽい項目が一切ないが。

事務局  
(谷口局長)

今日、配布したものには簡単な表しか無かったのですが、条例では22条に渡って制定する予定だということで、12条の中にはほ場の審査、生産物の審査があります。この件については、具体的な説明がなかったので、こちらでも把握していないものですから。

持っている資料で説明すると、第16条北海道優良品種認定審議会というのが設置されるということ。その中で優良品種の認定について審査審議期間を置くと、知事の附属機関として北海道優良品種認定審議会において、そこで優良品種を認定すると書かれています。

現段階では資料のことしか答えられませんが、道の予算措置の状況についても予算的には確保したということで、今後も道がこの予算はしっかり確保していくと説明していた。

議長

ほかにありませんか。この件に関してよろしいでしょうか。  
この件に関して終了させてもらってよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

それでは、②の山麓委員について説明をお願いします。

事務局  
(谷口局長)

②山麓参加委員について、4月4日5日にて、羊蹄山麓地区農業委員会協議会通常総会が予定されております。去年は、新人の方4名と会長代理で行ってもらいましたが、今年は、中井会長・西元代理・近藤委員・椿委員・向山委員・木村局長の6名で参加していただくことになっております。参加される方については別綴りで、会場など別なものを配布しておりますので、ご確認していただければと思います。よろしく願いいたします。

3点目です、冒頭で会長からお話しありましたけども、このたびの人事異動で、わたしが、健康推進課健康づくり主幹兼健康づくり係長ということで保健師業務と今、診療所統合となります、統合診療所の建設関係に携わるということになりまして、健康推進課の方へ異動となることになりました。後任には、農林水産課主幹の木村主幹が農業委員会の局長で4月1日配属されることとなりますので、よろしく願いいたします。改めてのちほど再度ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

議長

ただいま、事務局から報告ありましたが、このたびの人事異動で、谷口局長が健康推進課へ、また、農林水産課の木村主幹が農業委員会事務局へ異動になりました。お二人に挨拶をしていただきたいのですが、暫時休憩いたします。

再開させていただきます。

木村主幹からご挨拶いただく予定でしたが、まだ農事組合の方へ

行って帰庁していないということで、谷口局長のみご挨拶をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局  
(谷口局長)

はい、改めまして本当の挨拶をさせていただきたいと思います。正直言って私も2年目、係長も1年目、今回の異動には言われなかったらと思うのですが、異動で健康推進課に行って、健康づくり主幹と健康づくり係長兼務で行ってくれと、昨日の朝、内示を受けました。農業委員会局長へ就任した時、この場で農業に関してはいろいろな転換期があり、いろいろな課題がある中で皆さんと一緒に協力しながら頑張っていきたいと申し上げて着任したんですが、これからという時に異動となってしまう、すごく私的には残念ですが、もし機会があるのであれば、また農業関係に戻ってきて、一緒に出来ればと思っております。短い期間でしたが2年間本当にありがとうございました。

議長

はい、どうもありがとうございました、局長からも言われましたが2年間ということで、私も何回かお話しさせていただきましたが、あまり農業関係の人が来る所で人事が早すぎるのはちょっと信用にかけるのではないかと申し上げさせていただきましたが、局長はどうしても必要だということで、今回こういう運びとなりました。また、木村局長も同じく農業委員会兼務ということですので。課長や町長には、十分農業委員会には協力していただけるようお願い申し上げます。

これを以って、総会を終了後させていただければなと思います。

また、来月には協議会総会後に協議会の懇親会もございしますので、是非とも皆様参加いただくことを節にお願い申し上げます。ただいまの件についての挨拶を終了させていただきます。

皆さんから何かあれば、よろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて第22回農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 3 0 分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印